

北九州市いじめ問題専門委員会条例（案）【概要】

1 制定理由

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第14条第3項において、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとされた。

そのため、附属機関として、「北九州市いじめ問題専門委員会（以下、「委員会」という。）」を設置することとし、その設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2 主な制定内容

(1) 趣旨【第1条】

(2) 所掌事務【第2条】

- ・いじめの防止等のための対策に関する調査研究
- ・法の規定に基づく調査 など

(3) 組織【第3条】

- ・委員会は、委員6人以内で組織。
- ・委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命。

(4) 任期【第4条】

- ・委員の任期は、2年とする。

(5) 関係者の出席等【第7条】

- ・委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(6) 委任【第8条】

- ・この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 施行期日

公布の日

4 議案提出議会

平成26年6月議会